

<対策のポイント>

担い手となる若い農業者について農業者年金の保険料負担を軽減し、その個人の経営を支援するとともに、平成13年以前の加入者の年金給付費を負担し、農業者の老後の生活の安定を図ります。

<政策目標>

農業者の老後生活の安定を図るとともに、担い手となる若い農業者等を確保

<事業の内容>

<農業者年金制度の概要>

農業者年金は、厚生年金が適用されない個人経営の農業者等を対象に、国民年金（基礎年金）に上乗せして支給される政策年金として昭和46年に発足しました。

平成14年以降は、以下の仕組みで実施しています。

- ① 農業者の減少・高齢化等に対応した安定的な制度とするため、将来の年金原資を自ら積み立てる制度（新制度）とし、担い手となる若い農業者の保険料負担を軽減し、その経営を支援します。
- ② 平成13年以前の制度（旧制度）による年金は、国庫の負担により給付します。

1. 特例付加年金助成補助金 1,038 (1,073) 百万円

新制度に加入する認定農業者等の負担軽減を図るため、保険料の一部（最大1/2）を助成します。助成分の保険料は、経営継承を行った者に支給される特例付加年金の給付に充てるために積み立てられます。

2. 農業者年金給付費等負担金 118,109 (118,048) 百万円

旧制度による年金等の給付に必要な費用等を負担します。

（関連措置）（独）農業者年金基金運営費交付金 3,410 (3,369) 百万円

独立行政法人農業者年金基金が適切かつ円滑に業務を行うために必要となる経費を交付します。

<事業イメージ>

